

# 総務省における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る優先的検討規程

平成29年3月31日  
大臣官房企画課長決定  
大臣官房会計課長決定

## 1 総則

### 一 目的

本規程は、総務省が実施する公共施設整備事業について、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

ロ 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等

ハ 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

ニ 利用料金 PFI 法第2条第1項に規定する利用料金

ホ 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等

ヘ 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権

ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。

チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来手法に優先して検討すること

リ 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

## 2 優先的検討の対象とする事業及び検討開始時期

### 一 優先的検討の対象とする基準

建築物の整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業その他の民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業及び民間事業者が

実施することが法的に制限されている公共施設整備事業を除く。)として次に掲げる基準を満たすものを優先的検討の対象とする。ただし、現に PPP/PFI 手法の導入を前提とした検討がされている場合及び災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある場合については、この限りではない。

イ 建設、製造又は改修を含む公共施設整備事業にあつては、事業費総額 10 億円以上  
(詳細は、別添参照)

ロ 運営等のみを行う公共施設整備事業にあつては、単年度の事業費 1 億円以上

## 二 優先的検討の対象とする事業

「一 優先的検討の対象とする基準」に掲げる基準に基づき、別表左欄に掲げる事業を対象とする。

## 三 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、別表の左欄に掲げる事業の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

## 3 PPP/PFI 手法の選択及び公表

優先的検討の対象となる公共施設整備事業(以下、対象事業という。)については、原則として包括的民間委託方式を選択するものとする。例外的に、分離・分割発注を行う場合においては、その理由を公表するものとする。

なお、対象事業について包括的民間委託方式以外の PPP/PFI 手法を導入する場合においては詳細に検討を行った上、その結果を公表するものとする。

## 4 規程の見直し

総務省は、規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

対象事業	検討開始時期
総務省インフラ長寿命化計画（行動計画）に規定された総務省が維持管理する中央合同庁舎第2号館の運営等に関する事業（ただし、単年度の事業費が1億円以上のものに限る。また、事業費には総務省第二庁舎の運営等に関する事業も含まれる。）	既存契約終了時の2年前を目途に検討の開始を行う。
自治大学校施設の管理・運営に関する事業（ただし、単年度の事業費が1億円以上のものに限る。）	既存契約終了時の2年前を目途に検討の開始を行う。

## 備考

公共施設整備事業のうち建築物の建設及び改修（別に定める基準を満たすもの）については、総務省において、国土交通省優先的検討規定に準じて検討を行うものとし、その際には当該建築物の運営等も含めて検討を行うものとする。

総 官 企 第 1 9 2 号  
総 官 会 第 2 6 8 3 号  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

## 建築物の建設及び改修についての公共施設整備事業に係る優先的検討の対象とする基準について

総務省における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る優先的検討規程（以下「優先的検討規程」という。）別表中の備考に基づき、建築物の建設及び改修を含む公共施設整備事業の優先的検討の対象とする基準を下記のとおり定める。

なお、優先的検討規定の運用の状況や社会情勢等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

### 記

事業費の総額が10億円以上の事業であって、次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 土壌汚染など事業継続に影響を及ぼすきわめて重大なリスクがあるもの
- 2 施設整備業務が部分的な改修のみの場合など事業の特殊性により、設計や建設、維持管理・運営方法が制限されるもの
- 3 施設の使用目的等により完成時期が決定されているため、PPP/PFI手法を適用するための検討期間や工期の不足が明らかなもの
- 4 施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものであって、施設の延べ床面積が15,000㎡以下であるもの（利用料金の徴収を行わないものに限る。）
- 5 立地や土地・建築の所有関係に係る事情等により、事業の各段階において他機関との調整事項の発生等が見込まれ、総務省が相当程度の裁量を有して主体的に実施せざるを得ないもの